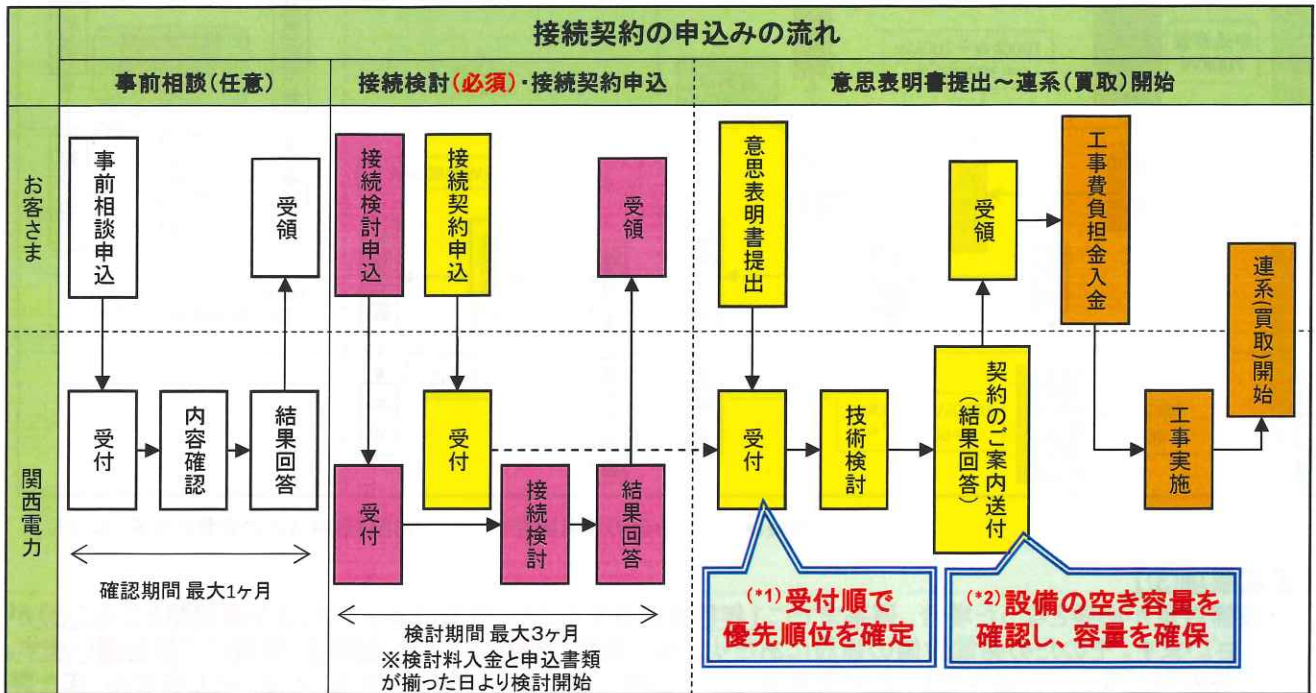


(高圧・特別高圧)再エネ発電設備の接続契約申込みに関する留意事項

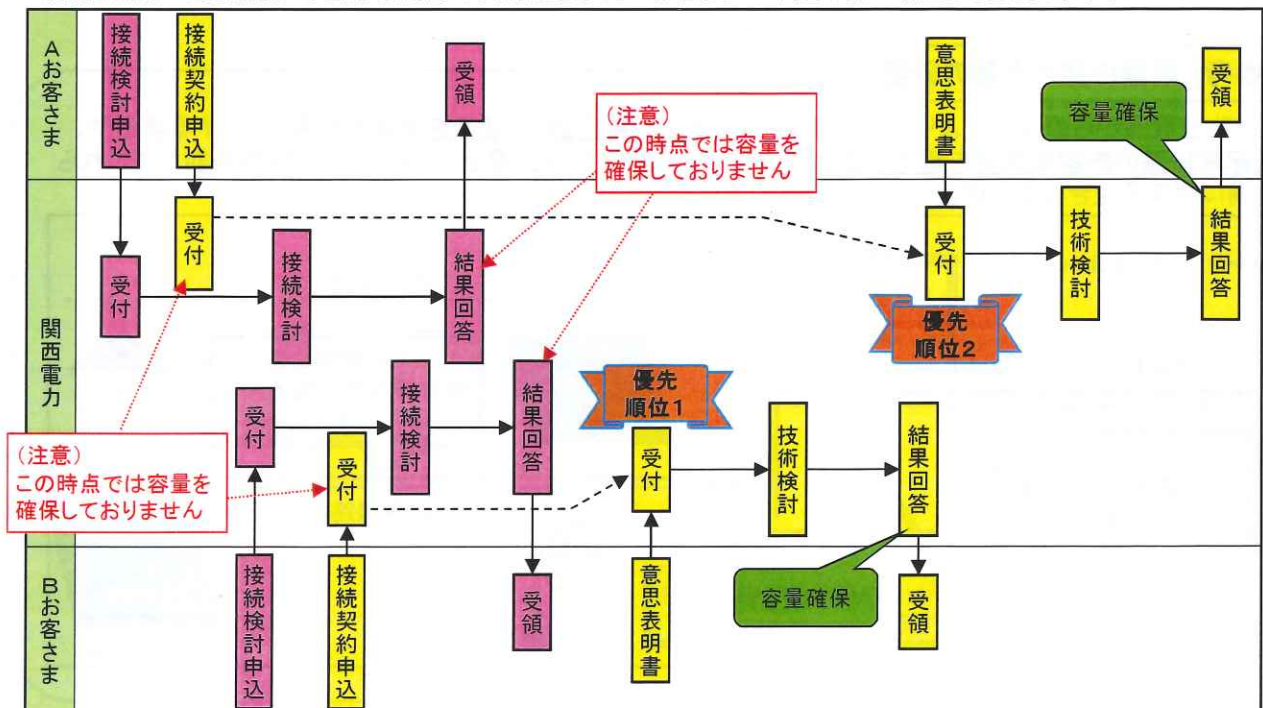
【留意事項①】

- ・接続枠確保の優先順位は、接続検討の申込みやその回答の順ではなく、**お客様の接続契約申込み書類が整い、弊社が意思表明書を受付したものですから確定^{(*)1}します。**
- ・申込容量の確保は、**意思表明書提出に対する技術検討^{(*)2}にて行います。**



(事例)

以下の事例では、Aお客様はBお客様よりも先に接続検討や接続契約の申込みをされていますが、接続枠確保の優先順位は意思表明書の受付順となり、Bお客様の申込み分の容量より確認します。



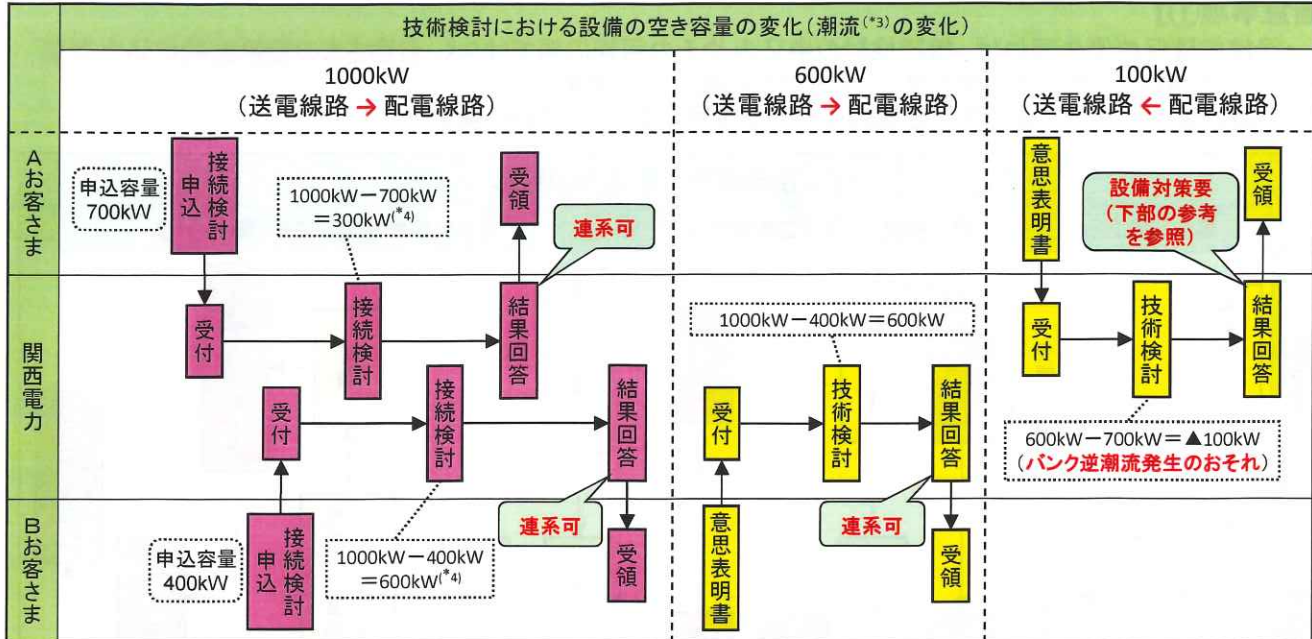
【留意事項②】

- ・他のお客さまからの接続契約申込みや系統状況の変化により、設備の空き容量は日々変化しており、**契約のご案内送付(結果回答)の内容は接続検討申込みに対する結果回答の内容と変わることがございます。**

(事例)

変電所バンクに送電線路から配電線路に向けた潮流^{(*)3}1000kWがあり、同一バンクの配電線にAお客さまから700kW、Bお客さまから400kWの申込みを受けた場合、以下の事例ではAお客さまへの回答内容が「連系可」⇒「設備対策要」へ変わります。

(接続契約申込と受付は記載を省略)



(*)4接続検討申込み時の技術検討では他の接続検討申込みの容量を考慮しません。

【留意事項③】

- ・設備対策が必要となった場合、**連系までに1年程度を要すること(対策によっては、より長期間となること)が**ございます。そのため発電設備の建設にあたり**土地や発電設備を準備される際は、慎重にご検討願います。**
- ・回答内容が変わった場合でも、**意思表明書のご提出前に弊社からお知らせすることはいたしません。**また弊社は、接続検討時に申し受けた**アクセス検討料の返納**や、お客さまおよび第三者の行為により生じた**費用や損害、将来見込まれていた利益(電力販売によるものを含む)の減少等への補償はいたしません。**

以上

(参考) 設備の空き容量の確認

分散型電源からの潮流により配電用変電所のバンク(変圧器)に**逆向きの潮流が発生^{(*)5}**する場合や、**送配電線路の許容電流量を超える場合^{(*)6}**などは、設備対策が必要となりますので、技術検討にてこれら設備に対する空き容量を確認します。

